

令和3年度吉野川市建設工事等入札・契約制度の改正等について

【令和3年4月以降適用】

1. 建設リサイクル法様式の変更について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による適正な分別解体の更なる推進を図るため、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部が改正され、様式第1号（対象建設工事の届出書）及び様式第2号（対象建設工事の変更届出書）において、フロン類及び石綿の有無に係る記載欄が追加されます。

つきましては、令和3年4月1日以降は新しい様式を使用してください。新様式は、徳島県ホームページからダウンロードしてください。

【令和3年5月以降適用】

2. 施工体制台帳の作成等について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされました。

新しい様式については、市ホームページに掲載します。

3. 現場代理人の兼務要件の緩和について

当面の運用として、次の要件を全て満たす場合、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務を認めます。

詳細については、吉野川市ホームページをご確認ください。

- (ア) 営業所と工事現場が旧町村内又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の吉野川市が発注する2つの工事
- (イ) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (ウ) 営業所の専任技術者と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (エ) 当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (オ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (カ) 主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること。

4. 工事着手日選択契約方式の試行について

吉野川市が発注する建設工事の一部において、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的として、発注者が設定した最大準備期間内で、受注者が着手日を選択して契約を締結することができる方式を試行します。

詳細については、吉野川市ホームページをご確認ください。